

資料3

日 薬 業 発 第 470 号
令 和 6 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

令和6年度診療報酬改定に関する通知の発出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申が行われたことにつきまして、令和6年2月14日付け日薬業発第428号にてお知らせしたところですが、これに関する省令・告示が令和6年3月5日付けで公布され、厚生労働省保険局より関係通知（算定上の留意事項など）が下記のとおり発出されました。

今回の一部改正につきましては、令和6年6月1日より適用となります。また、これらにつきましては、厚生労働省ホームページからも入手できますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、令和6年度診療報酬改定説明動画も公開されておりますことを申し添えます。

記

1. 関係通知（いずれも令和6年3月5日付け）

<保険局長通知>

- ① 令和6年度診療報酬改定について（保発0305第9号）
- ② 健康保険法施行規則及び保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令等の公布について（保発0305第10号）
- ③ 医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（保発0305第11号）<抄>

<保険局医療課長通知>

- ④ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発0305第4号）<抄>

※ 「1. 関係通知」の①～⑫は略

- ⑤ 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(保医発 0305 第 5 号) <抄>
- ⑥ 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(保医発 0305 第 6 号) <抄>
- ⑦ 使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について(保医発 0305 第 1 号)
- ⑧ 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について(保医発 0305 第 8 号) <抄>
- ⑨ 特定保険医療材料の定義について(保医発 0305 第 12 号) <抄>
- ⑩ 保険医の使用医薬品(揭示事項等告示第 6 関係)及び保険薬剤師の使用
医薬品(揭示事項等告示第 14 関係)に係る留意事項について(保医発
0305 第 3 号)
- ⑪ 「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留
意事項について」の一部改正について(保医発 0305 第 15 号)
- ⑫ 「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について(保
医発 0305 第 2 号) <抄>

2. 厚生労働省ホームページ

「令和 6 年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 >
医療保険 > 令和 6 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

以上